

熊本県公報

第 1 1 0 4 2 号
平成 15 年 10 月 20 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 熊本県勤労者生活資金融資制度要項の一部を改正する要項……………(労働雇用課) 1
 - 熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項……………(") 1
 - 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 1
 - 指定居宅サービス事業所の指定……………(") 1

告 示

熊本県告示第 1027 号

熊本県勤労者生活資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 15 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県勤労者生活資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県勤労者生活資金融資制度要項(昭和 59 年熊本県告示第 331 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条から第 8 条までを削り、第 9 条を第 5 条とし、第 10 条から第 12 条までを 4 条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 15 年 3 月 31 日までにこの要項による改正前の熊本県勤労者生活資金融資制度要項第 8 条の規定により融資の決定をした生活資金融資については、なお従前の例による。

熊本県告示第 1028 号

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 15 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項
熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項(平成 6 年熊本県告示第 380 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 号中「1.7%」を「1.5%」に改める。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条第 3 号の規定は、この要項の施行の日以後の貸付けに係る貸付利率について適用し、同日前の貸付けに係る貸付利率については、なお従前の例による。

熊本県告示第 1029 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 15 年 10 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社スズキ自販熊本 熊本市平田一丁目1番6号	株式会社スズキ自販熊本	平成 15 年 10 月 10 日

熊本県告示第 1030 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業

所を次のとおり指定した。

平成15年10月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
フランスベッド販売株式会社熊本支店 熊本市下通二丁目7-27	フランスベッド販売株式会社	平成15年10月10日